

下水道使用料が 変わります

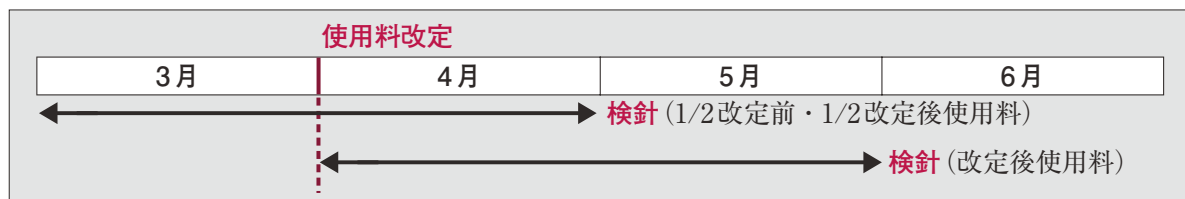


市の下水道は、事業の進展に伴い処理量が増加し、維持管理費が増加しています。また、下水道浄化センターの設備機器の老朽化および高度処理に伴う管理運営費も増加しています。そのため、現在の下水道使用料では賄いきれず、事業の運営が大変厳しいものになっています。

そこで、今後の下水道経営の安定化を図るため、下水道使用料を4月使用分から平均10%増額します。今号では、その内容をお知らせします。

改定内容

下水道使用料は2カ月ごとに徴収しています。今回の改定は、5月分として徴収する使用料から適用しますので、**偶数月検針地区**（主に大塚、蒲郡、西浦地区）は6月検針分（4・5月使用分）から**改定後の使用料**を適用します。また、**奇数月検針地区**（主に三谷、塩津、形原地区）は、5月検針分（3・4月使用分）の2分の1は改定前の使用料、残りの2分の1は改定後の使用料を適用します。



新旧対照表

(1カ月当たり)

		現 行		改 定 後	
区分	排出量区分	基本使用料	従量使用料	基本使用料	従量使用料
一 般 排 水	10 m ³ まで	650円	1 m ³ につき 20円	700円	1 m ³ につき 23円
	10 m ³ を超え 30 m ³ まで		1 m ³ につき 105円		1 m ³ につき 116円
	30 m ³ を超え 100 m ³ まで		1 m ³ につき 150円		1 m ³ につき 165円
	100 m ³ を超え 1,000 m ³ まで		1 m ³ につき 180円		1 m ³ につき 198円
	1,000 m ³ を 超えるもの		1 m ³ につき 205円		1 m ³ につき 226円
公衆 浴場		650円	1 m ³ につき 35円	700円	1 m ³ につき 38円
加算額 (消費税及び地方消費税)		上記算定額 × 5/100		上記算定額 × 5/100	

下水道課 ☎66♦1139・☎66♦1140